

新弁理士法のもとでの弁理士業務

新弁理士法により加えられる業務
現行弁理士法のもとでの業務

新弁理士法該当条文			知的財産権								
			工業所有権						その他		
			特許	実用新案	意匠	商標	国際出願	国際登録出願(商標)	回路配置(回路配置利用権)	著作物(著作権・著作隣接権)	特定不正競争*
4条1項	特許庁及び大臣への手続	手続代理									
		鑑定									
		その他の事務									
4条2項	関税定率法に係る輸入差止のための侵害物品の認定手続	輸入差止申立の手続代理									
		輸入差止情報提供の手続代理									
	指定団体での仲裁手続	手続代理									
	指定団体での和解手続	手続代理									
4条3項	技術上の秘密の売買契約、通常実施権許諾契約、その他の契約	契約締結に関する代理									
		契約締結に関する媒介									
		契約締結に関する相談									
5条	知的財産侵害訴訟	補佐人として陳述									
		補佐人として尋問									
6条	審決取消訴訟	訴訟代理									

* 「特定不正競争」：不正競争防止法第2条第1項に規定する不正競争であって、同項第1号から第9号に掲げるもの（同項第4号から第9号に掲げるものにあつては、技術上の秘密に関するものに限る）

新弁理士法（平成13年1月施行）下において弁理士が受ける処分について

